○警察庁告示第十号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地又は区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年十一月二日

警察庁長官　楠　芳伸

一　リーガロイヤルホテル

期間	令和八年十一月十四日から同月十五日まで
対象特別要人所在施設の所在地	大阪府大阪市北区中之島五丁目三番六十八号

対象特別要人所在施設の敷地	大阪府大阪市北区	中之島五丁目三番（次の図面に示す部分に限る。）
対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域	大阪府大阪市福島区	鷺洲一丁目から三丁目まで、玉川一丁目から四丁目まで、野田一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、福島一丁目から五丁目まで、六丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに八丁目並びに吉野一丁目及び二丁目
	大阪府大阪市西区	靱本町一丁目から三丁目まで、江戸堀一丁目から三丁目まで、江之子島一丁目及び二丁目、川口一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、京町堀一丁目から三丁目まで、土佐堀一丁目から三丁目まで並びに西本町一丁目（次の図面に示す部分

	大阪府大阪市北区	梅田二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大淀南三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、曾根崎新地二丁目、堂島二丁目及び三丁目、堂島浜一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目並びに中之島二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目から六丁目まで
に限る。）、二丁目及び三丁目	大阪府大阪市中央区	淡路町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、今橋四丁目、瓦町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北浜四丁目、高麗橋四丁目、道修町四丁目、平野町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、備後町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び伏見町四丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び大阪府警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号及び二の表の備考二において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二　りんくう公園

期間	令和八年十一月十五日
対象特別要人所在施設の所在地	大阪府泉佐野市りんくう往来北一番地二百七十一
対象特別要人所在施設の区域	大阪府泉佐野市りんくう往来北及びりんくう往来南（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域	大阪府泉佐野市笠松一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、羽倉崎一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに四丁目、松原二丁目及び三丁目、りんくう往来北（次の図面

に示す部分に限る。）並びにりんくう往来南（次の図面に示す部分に限る。）	りんくうポート北（次の図面に示す部分に限る。）	大阪府泉南郡田尻町
一　北緯三十四度二十五分七・三九秒、東経百三十五度十八分十九・七〇秒の点 二　北緯三十四度二十五分二十三秒、東経百三十五度十七分五十六秒の点 三　北緯三十四度二十五分二十五秒、東経百三十五度十七分三十二秒の点 四　北緯三十四度二十五分十七秒、東経百三十五度十七分九秒	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	

		の点 五　北緯三十四度二十四分五十九秒、東経百三十五度十六分五十七秒の点 六　北緯三十四度二十四分二十九秒、東経百三十五度十六分五十五秒の点 七　北緯三十四度二十四分五・六一秒、東経百三十五度十七分八・六四秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び大阪府警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当		

該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。